

議案第9号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項により読み替えて適用する規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年飛騨市条例第5号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>以下 略</p>

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	人事院勧告に基づく期末手当の支給割合の改定に伴う改正
制定改廃の根拠等	<p>令和3年人事院勧告の骨子（令和3年8月10日付）</p> <p>※給与調査（従業員50人以上の約11,800事業所、約45万人） （調査結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給：民間給与平均 407,134円 国家公務員給与 407,153円 [較差19円] ・ボーナス：民間の支給割合 4.32月 公務の支給月数 4.45月 [較差0.12月] <p>（一般職の給与改定の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給：民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。 ・ボーナス：民間の支給割合との均衡を図るため期末手当0.15月分（一般職の任期付職員については0.1月分）の引下げを行う。ただし、令和3年度においては12月期の期末手当での引下げは行わず、引下げに相当する額を、令和4年6月期分の期末手当から減額することで調整を行う。
条例の概要	令和3年人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の支給率を引き下げるもの。ただし、令和3年度においては、12月期の期末手当での引下げを行わず、引下げに相当する額を、令和4年度6月期の期末手当から減額することで調整を行う。

		(一般職の任期付職員の支給月数)	
		6月期	12月期
	令和3年度 期末手当	1.675月(支給済み)	1.675月(支給済み)
	4年度以降 期末手当	<u>1.625月</u> ※令和4年度は令 和3年度12月期の <u>期末手当0.1月分相 当額を減額</u>	<u>1.625月</u>
市民への 影響等	【影響の規模】 (本則による減額分) △122千円(5人) (附則による減額分) △88千円(2人)		
施行日	令和4年4月1日		
備考			